

日本代表選手並びに役員選考規程案

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

日本代表選手並びに役員選考方針

日本代表は、活力ある日本を代表するに相応しい当連盟所属の選手・役員をもって編成する。

なお、選手は当該国際競技ルールに従い出場権推薦を与えられ、かつ十分な活躍が期待される者の中から選考する。日本代表選手並びに役員の選考については選手役員選考委員会を設け、選考委員会が最終判断をするものとする。

選手選考基準

本委員会は、当該年度において、当連盟に登録している選手、かつIPC登録選手であり、次の全ての条件を満たす者を日本代表選手として選考し決定する。

- 1 国際競技参加資格<競技力、国籍、年齢など>を満たしている者
- 2 メダル獲得の可能性のある者、あるいはそれに準じる競技力の認められる者
- 3 医学的観点も含め、日本代表選手として推薦できる者
- 4 日本代表選手としてふさわしいと推薦できる者

選考手順

本委員会は次の手順によって日本代表選手を選考し決定する。

- 1 選手自身の希望を受理する
- 2 選手選考委員会を招集し、国際競技参加資格の確認、メダル獲得の可能性の審査、医学的観点から日本代表選手として推薦できるかどうかを検討する。
- 3 本委員会により日本代表選手を決定する。
- 4 参加を希望した選手に通知するとともに公表する。
- 5 選考結果に対する不服申し立ては、公表後7日以内に、文書により行われたものについて受理し、当連盟内で、不服審査委員会を招集し、これにより処理する

選考委員会メンバー

選考委員会は、理事、事務局長並びに医学委員長の5名をもって構成する。

役員選考基準

選考される競技者の他、団長（監督）、副団長（監督補佐）、総務、コーチ、帯同ドクター等の役員を編成することができる。

役員は、原則としてJPPFの理事、正会員、各有資格者から選出するものとし、決定は、選手役員選考委員会に委ねられる。

〈付記〉代表選手として選考され、尚且つそれを承諾した選手は、代表としての「権利」を取得すると同時に、代表選手に課せられた「義務」も遂行しなければいけないと認識する事。（行動規範参照）

〈付則〉

- 1、この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2、2014年10月30日付で名称を特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（JPPF）と改称する